

# 鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

平成29年4月

鳥 取 県

# 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	
(1)	現状	1
ア	生息環境	1
イ	生息動向及び捕獲状況等	3
ウ	被害及び被害防除状況	7
(2)	管理の目標	10
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	10
6	数の調整に関する事項	
(1)	個体数管理の目標	11
(2)	個体数管理の方法	12
(3)	狩猟者の確保	13
(4)	その他	13
7	生息地の保護及び整備に関する事項	13
8	その他管理のために必要な事項	
(1)	被害対策	14
(2)	モニタリングの実施	14
(3)	計画の推進体制	15
(4)	その他	15
	《参考資料》	
	【鳥獣被害対策推進の基本体系】	16

## 1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は平成 10 年度に急増、その後被害額は概ね 1 億円前後で推移し、平成 16 年度に過去最高の 1 億 3 千 5 百万円を記録した。その後、平成 18 年度には 3 千 5 百万円まで減少したが、近年再び被害額が増加しており、平成 27 年度の被害額は 4 千 5 百万円と低水準を維持する状況に至っていない。近年は中山間地域のみならず、都市部周辺での被害が増加傾向にあり、依然として県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。

この原因として、近年の暖冬・寡雪化によりイノシシの生存率が高まっていることに加え、農山村の過疎化・高齢化に伴う耕作放棄地の増加、里山の放置、竹林の拡大等により、イノシシの生息に適した環境が人間の生活圏に接近してきたことなどが影響しているものと考えられる。

こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減と個体数の安定維持を図るため、本県においては、平成 13 年度に「イノシシ保護管理計画」をいち早く策定したところである。引き続き、多大な農作物被害を及ぼすイノシシについて、侵入防止柵の設置や捕獲の推進のほか、総合的な対策を推進することで、農業被害の軽減と生息数を減少して人間活動との軋れきを軽減しつつ、一定の個体数水準を保つことで生物多様性の確保と狩猟資源として安定的な水準の確保を図りながら、人との共存を図っていくため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ管理計画）」を策定するものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

## 3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

第 12 次鳥獣保護管理事業計画期間内

## 4 管理が行われるべき区域

鳥取県全域とする。

## 5 管理の目標

### (1) 現状

#### ア 生息環境

##### (ア) 植生

図 1 に第 3 回環境庁自然環境保全基礎調査の結果を自然度を参考に再分類した植生図を示した。鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の中心に、市街地・住宅地が広がり、千代川、天神川、日野川とその支流の流域に水田や畑などの耕作地が分布している。

北部は日本海に面し、冬期にシベリア大陸からの寒風（北西の季節風）が吹き付けるが、沿岸部は対馬暖流が流れるため暖かく、その影響を受け、海岸地帯にはクロマツが生育するほか、スタジイ、タブノキを主とした常緑広葉樹林が広がっている。

また、大山、氷ノ山及び扇ノ山等の山岳地帯には、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が発達しているが、他の森林はスギ、ヒノキなどの植林と二次林である。

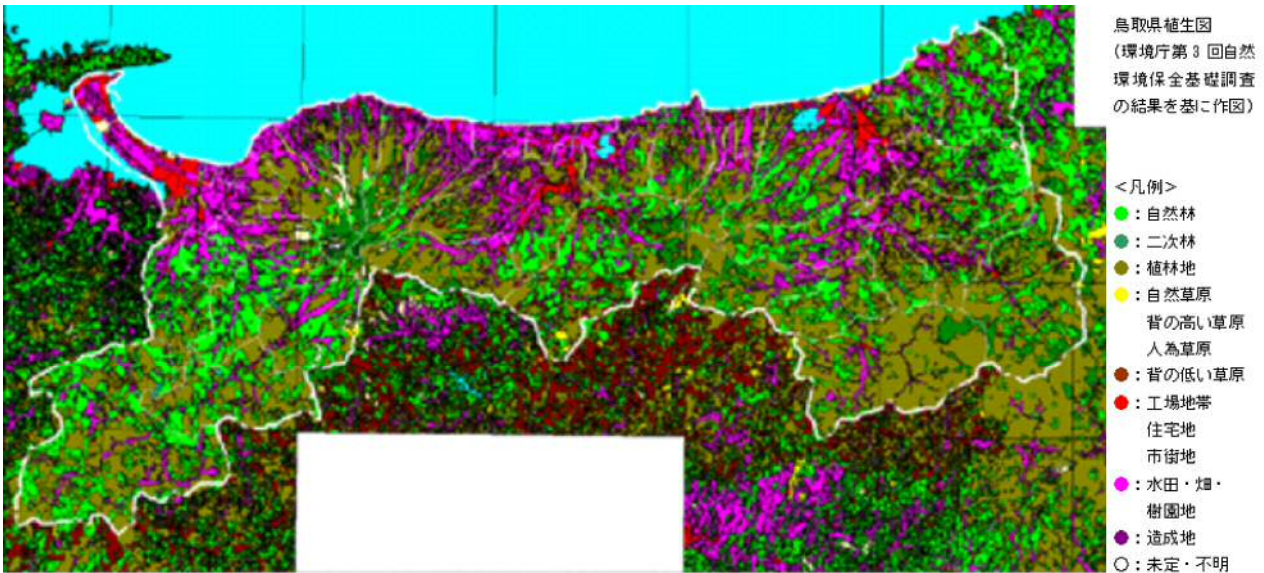


図1 鳥取県植生図

(イ) 耕地の利用状況

耕作放棄地はイノシシの休息場および採餌場であり、その増加によりイノシシの好適環境が増加し、分布の拡大を促しているとされている（小寺ら 2001）。図2は昭和60年度から平成22年度までの耕作地（水田，畑，樹園地）と耕作放棄地の面積の変化を5年毎に示したものである。水田の面積は昭和60年度には約25,300haであったのが、平成26年度には約17,000haに減少している。畑は約7,800haから約6,00haに、樹園地は約4,800haから約1,700haに減少している。水田が約32%、畑は約23%、そして樹園地では約66%減少していることになる。一方、耕作放棄地は昭和60年度に628haだったのが、平成26年度には約6.1倍の3,832haになっている。耕作地面積の減少分の約34%が耕作放棄地になったことになる。鳥取県においても、耕作放棄地がイノシシの好適環境を作り出していることが考えられるため、耕作放棄地の草本類の刈払いや、集落全体において耕作地の配置を変えるなど、集落環境管理が必要である。

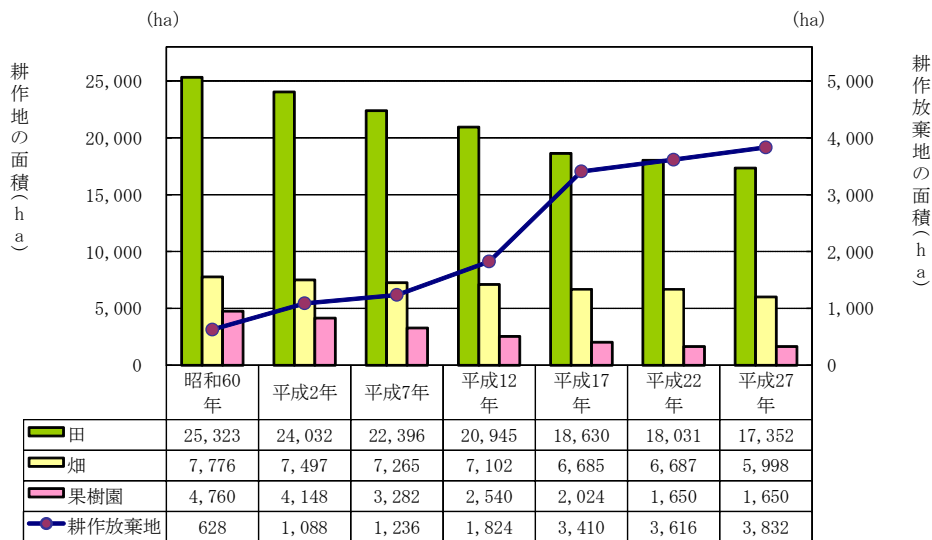


図2 耕作地及び耕作放棄地の面積の推移

(ウ) 森林の現況

林野面積は 259,095ha あり、県土の 73.9 %を占め、所有形態は国有林が 12.4 %、民有林が 87.6 %となっている（「平成 26 年度鳥取県林業統計」）。

森林の構成をみると、戦後、スギ・ヒノキを中心とする人工林の造成が進められ、人工

林率は昭和44年の33.3%から、平成26年度には54.4%にまで増加している。

その結果、集落・農地の近郊の里山林や原野採草地の多くも人工林に転換されており、間伐を中心とする保育作業が緊急の課題となっている。

表1 林野率及び人工林率の推移

	昭和44年	昭和54年	平成元年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
林野率	74.9%	74.8%	74.5%	73.8%	73.7%	74.1%	73.9%
人工林率	33.3%	47.3%	52.1%	53.8%	54.1%	54.2%	54.4%

(鳥取県林業統計)

## イ 生息動向及び捕獲状況等

### (ア) 生息状況

環境省は、第6回自然環境保全基礎調査を実施し、平成16年4月にその調査結果を「種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」として公表した。同調査によると、全国における1990年代後半から2000年初頭のイノシシの生息区画率は、同じ全国調査を行った1970年代後半(環境省.1981)と比較して30%から39%に増加したと報告されている。中国、四国地方における1978年と2003年の分布を比較すると(図3)、1978年のみ確認され、2003年に確認されなくなった地域はほとんどなく、1978年と2003年の両方で確認されているか、2003年に新たに確認された地域が大部分を占めている。特に中国地方においては1978年と2003年の両方で確認されている地域がほとんどを占め、イノシシの安定した生息があらためて確認されたといえる。

本県においても総区画数186に対して、1970年代後半では140区画(75.3%)、2000年初頭で169区画(90.9%)と、生息区画率は、15.6%上昇した。本県の生息可能な地域では、ほぼ全域にわたりイノシシの生息情報が得られる状況である。



図1-1 中国・四国地域におけるイノシシの分布

第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書  
(環境省自然環境局生物多様性センター, 2004)

[http://www.biodic.go.jp/reports2/parts/6th/6\\_mammal/6\\_mammal\\_06.pdf](http://www.biodic.go.jp/reports2/parts/6th/6_mammal/6_mammal_06.pdf) より引用

図3 中国・四国地域におけるイノシシの分布

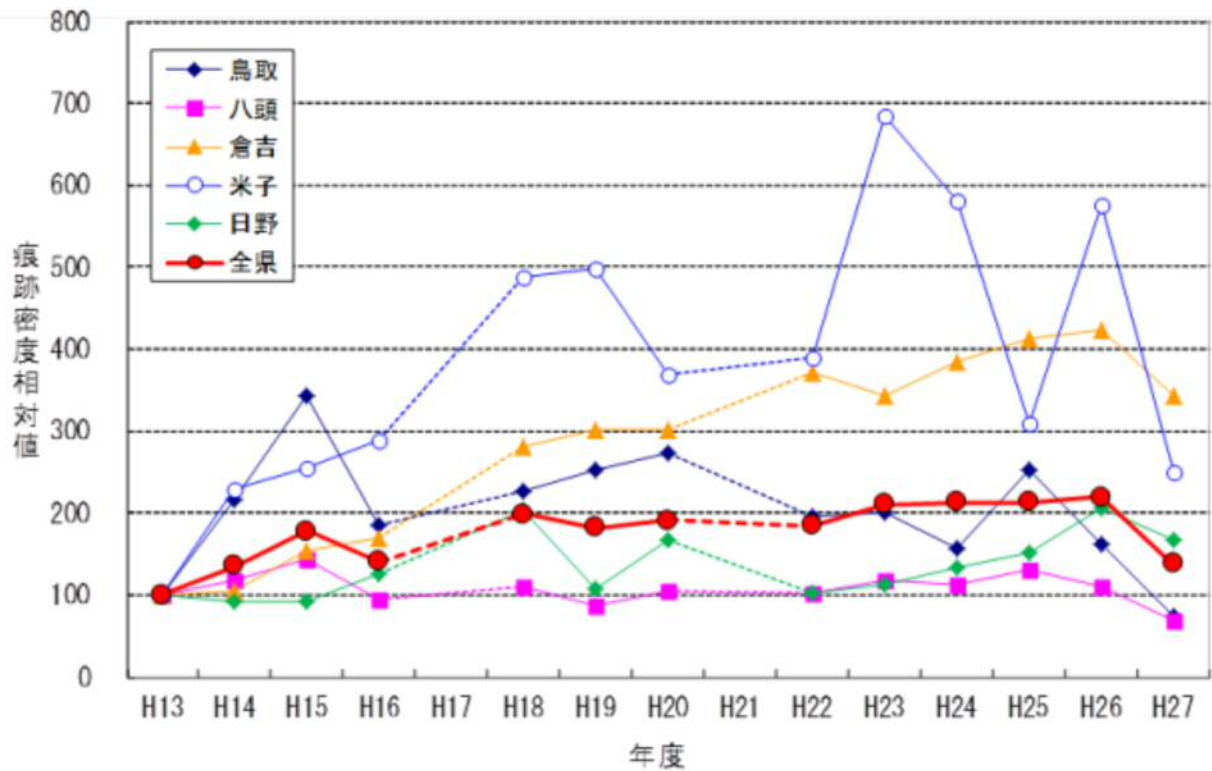
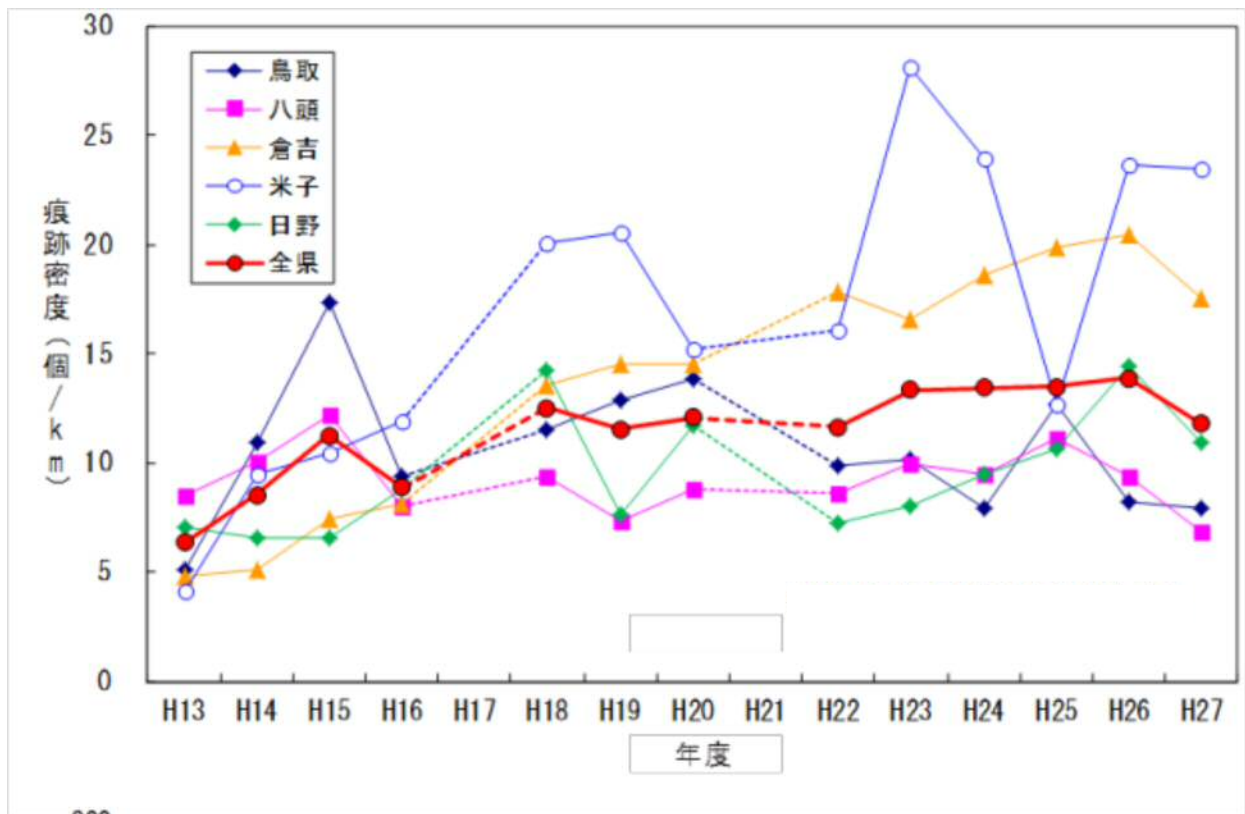


図4 痕跡密度調査の結果（平成13～27年度）（上図）

図5 平成13年度を100とした場合の痕跡密度の変化（下図）

平成 13 年度から実施している痕跡密度調査の結果を図 4 に示す。痕跡密度調査は県内のイノシシ生息地で、県内で均等に分散するように年に 35 箇所程度、1 箇所あたり 3 ～ 7km、合計 170km 程度を、ライントランセクト法により、イノシシによる擦り跡等の痕跡を調査している。その結果、地域により差はあるものの、平成 13 年度から平成 27 年度までは、鳥取地域、八頭地域(旧八頭郡)は、痕跡は減少傾向にあり、全県の生息数は微増傾向で推移しているが、平成 27 年度は若干ではあるが減少傾向に転じた。

また、平成 13 年度の痕跡密度を 100 とした相対値での年度別の変化を図 5 に示す。平成 27 年度は地域により差はあるものの、八頭地域、日野地域を除き、特定鳥獣保護管理計画を策定した平成 13 年度より、相対的に痕跡は増加している。

### (イ) 捕獲状況

イノシシの個体数調整は狩猟と有害鳥獣捕獲によって行っており、平成 26 年度に 8,341 頭と過去最高を記録している。平成 16 年度と平成 22 年度と平成 26 年度の捕獲数が突出しているが、両年とも秋のブナ科堅果類が凶作の年で、ツキノワグマ（以降クマ）が大量出沒した年でもあり、餌不足で箱わなへの誘引が容易であったことと、猟期に入っても餌を探して低標高地の人里近くで活動し、狩猟での捕獲が容易であったためと思われる。

また、捕獲に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成 9 年までは 20 %以下であったが、平成 14 年に 40 %を上回り、平成 18 年度以降は 50 %を越えており、平成 27 年度は 75 %を超え、有害鳥獣捕獲の比重が高くなっている。

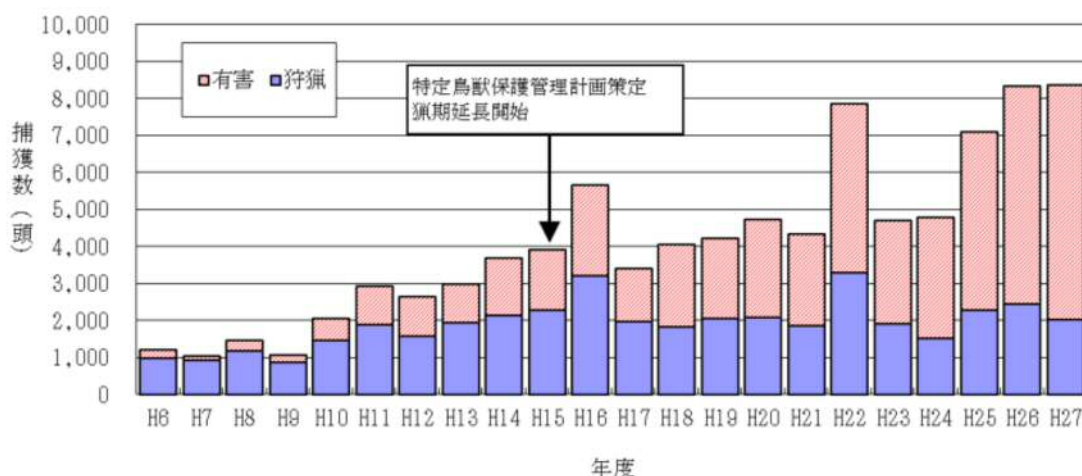


図 6 イノシシ捕獲数の推移

表 2 年度別イノシシ捕獲数

(単位：頭)

年度	6年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
狩 猟	979	1,893	1,567	1,935	2,126	2,274	3,209	1,972	1,814	2,040	2,079	1,854	3,292
有害捕獲	238	1,039	1,091	1,050	1,559	1,645	2,440	1,437	2,254	2,171	2,654	2,475	4,565
計	1,217	2,932	2,658	2,985	3,685	3,919	5,649	3,409	4,068	4,211	4,733	4,329	7,857

年度	23年	24年	25年	26年	27年
狩 猟	1,918	1,510	2,268	2,441	2,020
有害捕獲	2,774	3,289	4,830	5,902	6,351
計	4,692	4,799	7,098	8,343	8,371

(ウ) その他

イノシシ出猟時の出猟記録から、平成 12 年度から平成 27 年度まで銃猟での捕獲効率 (CPUE (Catch per unit effort)) の推移と目撃効率 (SPUE (Sighting per unit effort)) の推移を図 7 に、わな猟での捕獲効率 (CPUE) の推移を図 8 に示す。

銃猟での捕獲効率は、10 日又は 10 人以上の出猟報告があった狩猟メッシュ (約 5 × 5km) を対象としてとりまとめており、1 人の銃猟者が 1 つの狩猟メッシュに 1 日出猟した場合のイノシシ捕獲頭数を示している。目撃効率は捕獲効率と同様に 1 人の銃猟者がその狩猟メッシュに 1 日出猟した場合に捕獲以外に目撃するイノシシの頭数を示している。

わな猟での捕獲効率は、のべ 250 台日 (1 日の架設わな数×架設日数) 以上のわなが架設された狩猟メッシュを対象にとりまとめ、その狩猟メッシュでわなを 100 台日架設した場合に捕獲されるイノシシの捕獲頭数を示す。

銃猟では平成 12 年以降全体的には捕獲効率が増加傾向にあり、イノシシが増加して捕獲がし易くなったことも考えられるが、目撃効率では年毎に増加と減少を繰り返し、全体的には微減傾向となっている。わな猟での捕獲効率は平成 12 年度以降でみれば微減傾向となっている。

以上のことから、捕獲効率・目撃効率だけでは、イノシシ生息数の増減を判定することは困難であるが、痕跡密度調査の結果では減少傾向であり、総合的に考えると地域的な差はあるものの、近年の鳥取県内のイノシシは、横ばいから微減傾向であり、イノシシの繁殖能力を考えると、特定鳥獣保護管理計画策定等により、個体数の大幅な増加は抑制され、一定の成果が現れていると思われる。

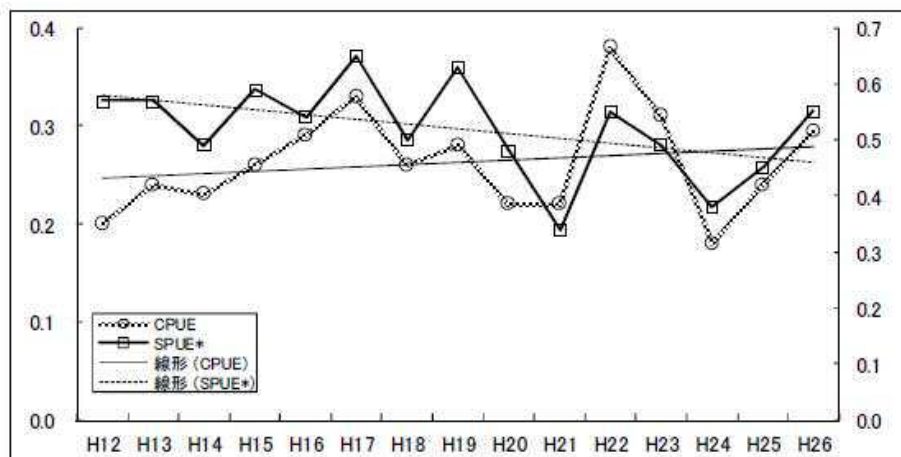


図 7 銃猟での捕獲効率と目撃効率の推移

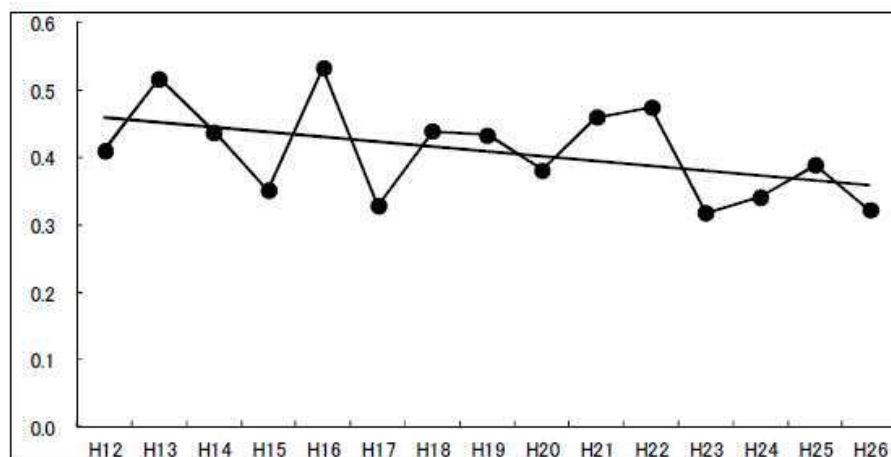


図 8 わな猟での捕獲効率の推移



## ウ 被害及び被害防除状況

### (ア) 被害の推移

イノシシによる農林作物被害は平成10年度から急増し、その後、被害額は平成17年度まで概ね1億円前後で推移している。平成18年度に3千5百万円まで減少したが、平成23年以降、約4千5百万円程度の水準で推移している。

また、自家用の家庭菜園等、統計的に被害額に上がらない被害が身近で発生しており、被害額以上に、地域でイノシシと人の間で軋れきが生じている。

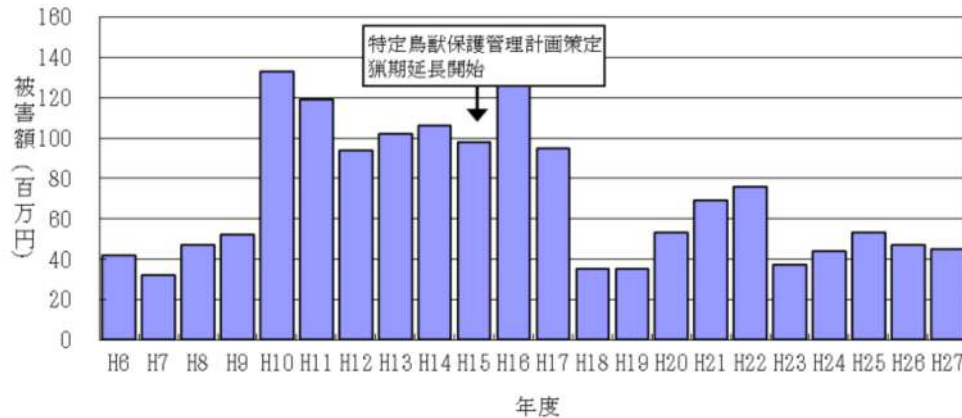


図9 被害額の推移

表3 被害額の推移

(百万円)

年度	6年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
被害額	42	119	94	102	106	98	135	95	35	35	53	69	76

年度	23年	24年	25年	26年	27年
被害額	37	44	53	47	45

### (イ) 被害対策等の実施状況

補助事業を活用し、捕獲及び防除対策等を組み合わせて実施している。

- ・被害防止施設の整備 — 侵入防止柵（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等）の設置
- ・有害鳥獣捕獲 — 捕獲班による有害鳥獣捕獲の実施、捕獲柵の設置
- ・捕獲奨励金の交付 — 有害鳥獣捕獲でのイノシシ捕獲に奨励金を交付する。
- ・狩猟者の養成 — 捕獲従事者の養成

表4 被害防止施設の整備状況

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
防止柵(km)	152	128	179	163	112	105	160	110	80	59	47	35	343	323
電気柵(基)	—	98	349	526	720	753	1,032	1,050	1,095	410	342	425	511	542
囲い罠(基)	12	29	80	92	82	68	74	62	50	58	42	87	84	146
事業費(百万円)	26	41	107	116	94	92	177	267	172	108	106	112	181	228

注) H21年以降は防止柵の延長の中に電気柵も含む。

	23年	24年	25年	26年	27年
防止柵(km)	620	312	384	290	346
電気柵(基)	-	-	-	-	-
囲い罫(基)	-	-	-	-	-
事業費(百万円)	189	108	134	108	128

(ウ) 新規狩猟免許取得者数の推移

新規狩猟免許取得者は、平成22年度まで第一種銃猟免許は減少傾向で推移していたが、近年、年間30人弱で推移して徐々に増加傾向となっている。また、わな猟免許取得者は従前より増加傾向にある。

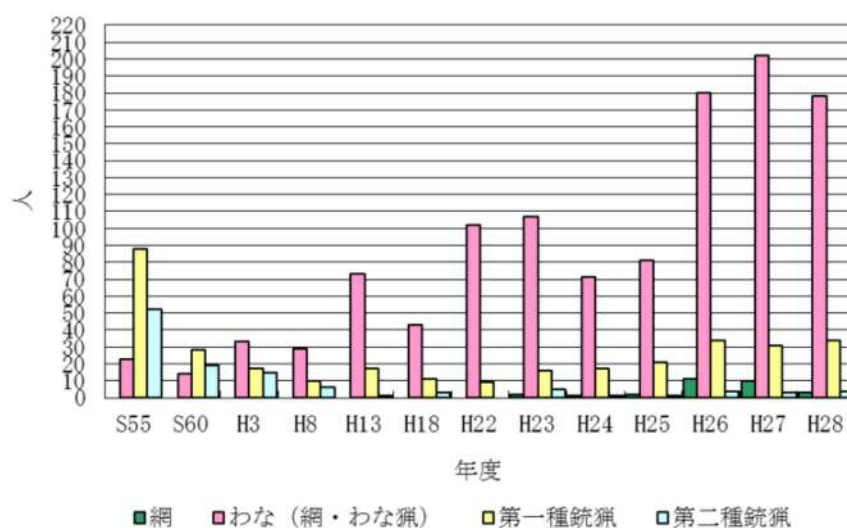


図10 新規狩猟免許取得者数の推移

表5 新規狩猟免許取得者数の推移

(単位：人)

区分	S55	S60	H3	H8	H13	H18	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
網							0	2	1	2	11	10	3
わな(網・わな猟)	23	14	33	29	73	43	102	107	71	81	180	202	178
第一種銃猟	88	28	17	10	17	11	9	16	17	21	34	31	34
第二種銃猟	52	19	15	6	1	3	0	5	1	1	4	3	4
合計(のべ数)	163	61	65	45	91	57	111	130	90	105	229	246	219

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離

猟期に間に合うように東中西部で夏に各1回ずつの3回と、平成23年度より農閑期の12月に1回、年4回実施

(エ) 狩猟免許所持者数の推移

第一種銃猟免許所持者は年々減少し、平成 21 年度にはわな猟免許所持者より、少なくなり、600 に弱の水準まで減少している。わな猟免許所持者数は増加傾向であり、近年 1,400 人弱で推移している。

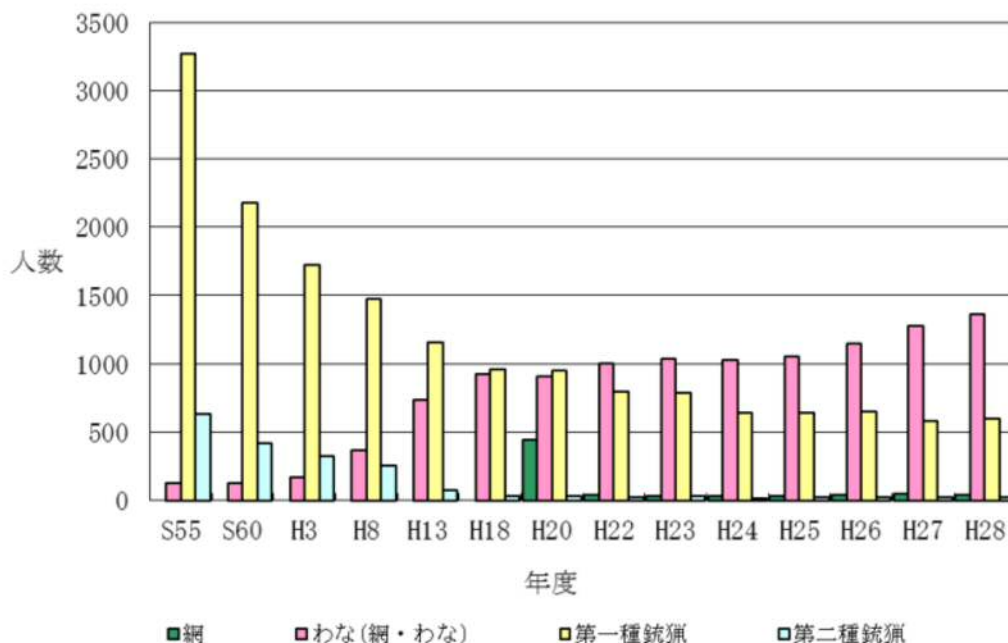


図 1 1 狩猟免許所持者推移数の推移

表 6 狩猟免許所持者数の推移

(単位：人)

年度	S55年	60年	S3年	8年	13年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
網猟								712	444	50	38
わな猟 (網、わな)	128	125	171	367	732	946	922	930	911	940	965
第一種銃猟 (装薬銃等)	3,266	2,175	1,722	1,477	1,160	1,098	959	954	946	803	788
第二種銃猟 (空気銃)	630	417	323	257	73	34	34	32	33	25	25

年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年
網猟	30	30	32	37	46	44
わな猟 (網、わな)	1039	1024	1054	1146	1277	1363
第一種銃猟 (装薬銃等)	783	640	638	649	580	594
第二種銃猟 (空気銃)	27	18	19	21	21	24

(オ) 狩猟登録者数の推移

狩猟者登録数は減少傾向で平成 25 年度以降は増加傾向に転じている。にある。わな猟の登録者数は増加傾向にあるが、第一種銃猟（装薬銃等）の登録者数は下げ止まりとなっている。

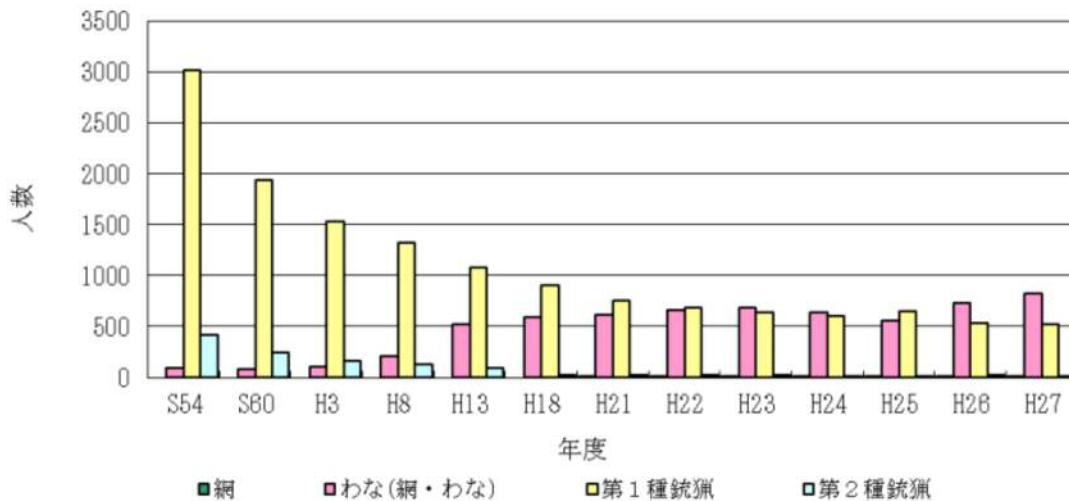


図 1 2 狩猟登録者数の推移

表 7 狩猟登録者数の推移

(単位：人)

区 分	S54	S60	H3	H8	H13	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
網							3	2	4	3	5	4	7
わな(網・わな)	88	81	107	213	518	594	613	659	681	634	559	729	827
第1種銃猟	3023	1939	1535	1323	1081	904	760	683	638	607	655	539	522
第2種銃猟	422	243	161	123	92	29	27	18	22	17	17	21	15
合計 (のべ数)	3533	2263	1803	1659	1691	1527	1403	1362	1345	1261	1236	1293	1371

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離

## (2) 管理の目標

- 個体数調整によりイノシシ生息数の減少を図る。
- 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
- 農林業被害等のイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。

地域の実態に応じた被害対策と一体的に有害鳥獣捕獲及び狩猟による個体数調整を効率的に実施することによって、生息数を減少させるとともに被害の軽減を図りながら、イノシシの個体数の安定的水準を維持して本県の豊かな生物多様性を確保する。

イノシシの被害は依然として深刻であるが、イノシシは多産短命で季節内での個体数変動が大きく、加えて農業被害は密度依存ではなく、個体依存の傾向が強いとの指摘もあることから、捕獲に頼るだけでは農業被害の軽減効果は低いと思われる。農業被害対策としては侵入防止柵の設置を基本として、有害捕獲等の捕獲を総合的に推進することで被害を軽減し、人との軋れき軽減を図る必要がある。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

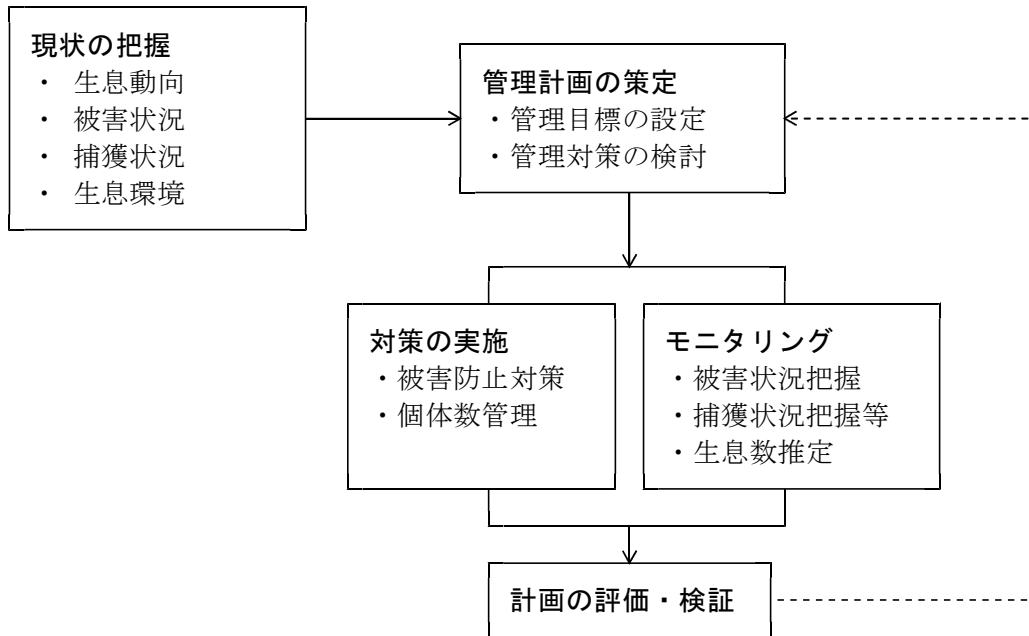
イノシシの個体数は、自然条件下において、農林作物被害のない安定した状態で維持することが重要であるが、中山間地域における高齢化・過疎化などの影響で耕作放棄地の増加、里山の放置、竹林の拡大等が進む中、イノシシの生息域が山から里へ広がる傾向にある。一方で、狩猟者が高齢化などにより減少し、捕獲圧の低下が懸念される。

このような状況の中で、イノシシの生息域が人間活動の場と重なり合うようになり、農林作

物の被害が拡大し、耕作意欲や定住意欲が低下するなどの軋れきが生じている。

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画では、このような軋れきを減少させるための方策を実施していく。さらに計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に反映（フィードバック）させていくものとする。

#### 【イノシシ管理のフロー】



## 6 数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理の目標

現在、イノシシの生息数を把握する手法は未確立であり、また、多産短命で個体数の季節変化が大きく、個体数の管理は困難である。しかし、平成 10～17 年度まで、農作物の被害額は概ね 1 億円前後であり、県内に生息するイノシシ生息頭数の増加を抑制するため、平成 17 年以降、捕獲の努力目標総数を 6,000 頭/年にして対応してきた。

その結果、侵入防止柵設置の推進等もあり、平成 23 年度以降農業被害額は 4 千 5 百万円程度の水準で維持されており、イノシシ個体数も横ばいから減少傾向で推移している可能性が高く、更に個体数の減少を図る必要がある。実現の可能性及び過去の実績（平成 25～27 年度）を考慮し、本計画期間中の捕獲目標頭数は 6,000 頭以上/年とし、継続的に強い捕獲圧をかける。ただし、モニタリング調査（生息状況、捕獲実績、被害状況の把握等）の結果等を参考にすることにより、必要に応じて捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行う。

また、中国四国地方環境事務所の「中国・四国地方におけるニホンジカ及びイノシシの個体数推定業務」（2015、株式会社野生動物保護管理事務所）では、中国ブロックのイノシシの個体数は中央値で 9.8 万頭と推定し、平成 35 年度に半減するためには平成 23 年度の 1.1 倍の捕獲圧をかける必要があるとしている。（図 1 3）

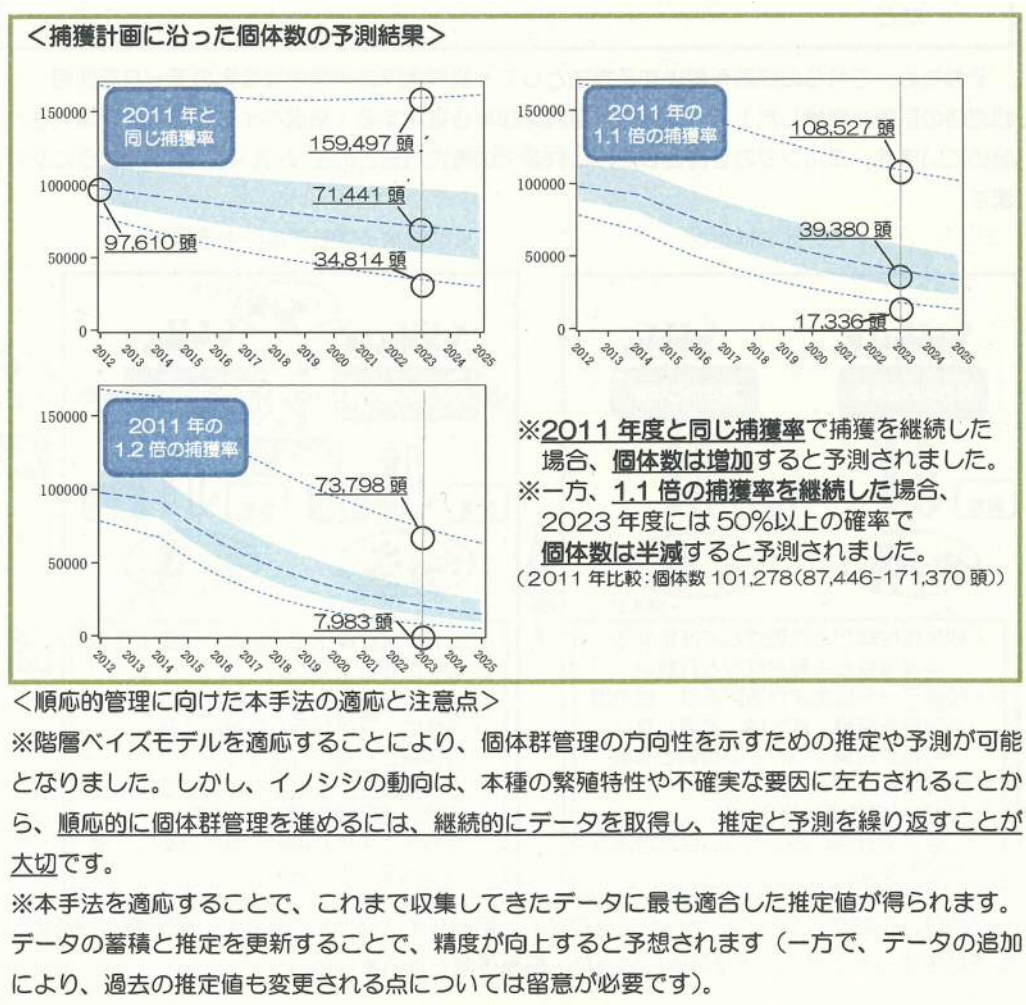


図 1 3 中国地方における階層ベイズモデルを用いたイノシシの個体数推定と将来予測

## (2) 個体数管理の方法

### ○イノシシ猟期の延長

イノシシの狩猟期間を1か月延長する。(11月1日から翌年2月末日まで)

### ○禁止猟法の解除

イノシシ狩猟において、くくりわなの輪の径の禁止猟法については解除する。

しかし、クマが生息する地域では、イノシシを捕獲しようとして、誤ってクマを捕獲してしまう事例が発生していることから、クマの痕跡が見られる地域ではくくりわなの架設を自粛、箱わなを使用する場合は梨、柿等クマを誘引する可能性が高い餌を用いないように普及啓発する。また、錯誤捕獲等に対して、迅速かつ安全に放獣が実施できるよう放獣体制の整備を推進するとともに、狩猟者に対して錯誤捕獲発生時の迅速な報告を周知、徹底する。

### ○個体数調整の推進

- ・広域的捕獲（一斉捕獲）を実施する。
- ・大型の囲いわな等による捕獲効率の向上を図る。
- ・捕獲奨励金の交付を継続して実施する。

### ○新たな捕獲体制の促進

- ・鳥獣被害対策実施隊設置の推進及び機能強化

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条第 1 項に基づく鳥獣被害対策実施隊について、現在県内 14 市町で設置されている。引き続き設置を推進すると共に捕獲等の機能の強化を図る。

- ・住民が参加した捕獲体制の推進

集落における捕獲頭数の向上及び狩猟者の負担軽減を目的とし、技能講習会や現地指導会を実施し、狩猟者と地域住民が共同で捕獲に取り組む体制づくりを推進する。

○指定管理鳥獣捕獲等事業実施の検討

鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に係る指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、実施する場合は、同法第14条の2に基づく実施計画を策定して実施することとする。

### (3) 狩猟者の確保

狩猟免許試験受験者の利便を図るとともに負担を軽減し、受験者の増加を図ることにより、安全かつ効率的な捕獲技術を有する捕獲者を養成する。

また、銃猟者について、大型獣類の捕獲には欠かせないことから、第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可の新規取得と更新を支援して、特に確保に努めることとする。

○狩猟者の養成

- ・狩猟者養成講習会

狩猟免許取得に必要な知識・技能の講習会（無料）の開催

- ・狩猟者養成講習会及び狩猟免許試験の休日開催

- ・捕獲安全講習会

- ・狩猟の一般県民への広報強化

- ・平成28年度開校のハンター養成スクール、平成27年度創設の若手猟師参入促進補助金による40代以下の若手狩猟者の養成・確保

○銃猟者の確保

- ・若手銃猟者養成講座

高齢化し、減少する銃猟者を確保するため、銃所持許可、狩猟免許取得に資する講習会の開催、実猟実習を実施する。

- ・射撃場の整備

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の改正により更新時の技能講習の義務化、狩猟期前射撃練習の努力義務化に伴い、銃猟者確保のため、平成28年度に鳥取射撃場の再整備・供用を再開した。なお、大口径ライフル射撃場については、整備の必要性を含めて検討する。

- ・銃所持許可更新への支援

県外で技能講習を行う必要のあるライフル銃所持許可者の更新を支援する。

### (4) その他

イノシシ捕獲を推進するため、捕獲したイノシシの有効活用を検討、推進するとともに、野生獣類の解体処理施設の整備を推進する。

また残渣や、捕獲個体が有効活用できない場合の適正な処理のため、焼却施設の整備についても検討する。

## 7 生息地の保護及び整備に関する事項

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な指定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

一方で、イノシシという動物の生態的特性から、生息環境の保護等による極端な生息頭数の増加は、人の生活との軋れきが深まることが予想されることから、科学的裏付けをもって管理を実行するとともに、イノシシを人里に近寄せないような環境づくりについても検討していく。

また、鳥獣保護区やその周辺地域において、農林業被害の防止を図る必要がある場合、必要に応じて第二種特定計画を策定した対象狩猟鳥獣を除く捕獲等禁止区域の設定（法第12条第2項）

や対象狩猟鳥獣の捕獲等許可（法第9条第1項）等の既存制度を活用した鳥獣保護区指定の見直しを検討する。

## 8 その他管理のために必要な事項

### (1) 被害対策

#### ○侵入を防ぐ対策

- ・イノシシの農業被害発生は生息数（密度・指数）との相関が低く、イノシシ個体の性質に依存する傾向にあることも指摘されていることから、農業被害対策は侵入を防ぐ対策を主とする。
- ・侵入防止柵（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等）は集団的に設置して効率的で効果的な整備を推進する。

#### ○個体数を減らす対策

- ・有害捕獲活動や捕獲用具（柵、檻等）の導入に対して支援する。
- ・捕獲奨励金の交付によりイノシシの捕獲を推進する。
- ・箱わな、囲いわなを用いた捕獲では、警戒心の薄い幼獣のみが捕獲され、親イノシシが捕獲されず、農業被害軽減や効率的な個体数減少に繋がらない傾向にあることから、親イノシシほかイノシシ成獣の捕獲方法を指導して推進する。

#### ○周辺環境を改善する対策

- ・警戒心の強いイノシシについては、緩衝帯（開放空間）の設置により侵入を防ぐ効果が高いことから、農地周辺等に緩衝帯を設置を推進するとともに、その後の管理を図る。
- ・農地周辺や山間地へのクズ野菜・クズ果樹の放置を止めるなどイノシシに農作物の味を覚えさせないようにしつつ、イノシシが近づきにくい農地周辺の環境づくりを広域的に推進する。

#### ○対策技術の普及・人材育成等

- ・イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備

農家等からの被害相談について、市町村と連携しながら各総合事務所等に設置した「イノシシ被害防止等相談窓口」において、指導・助言を行う。

また、地域が主体となった被害対策を推進するため県、市町村及び県が養成した民間の指導者である「イノシシ士（鳥取県鳥獣専門員）」と連携して被害防止技術の普及を進める。

- ・モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及

市町村等と協力して、集団的・効果的な鳥獣被害防止対策を進めるモデル地区を設定し、被害防止技術の実証・普及を行う。

- ・研修会等の開催

被害対策を指導助言できる人材を育成するため、研修会・セミナー等を開催し、市町村等地域レベルで対策を講じる体制づくりを推進する。

### (2) モニタリングの実施

イノシシの生息数は季節変動が大きく、その数を推定して個体数を管理することは困難であるが、猟期の出猟記録と有害捕獲時の捕獲記録等から目撃効率や捕獲効率等の生息状況に関する指標を解析するとともに以下の事項に留意して捕獲数、捕獲個体の状況、被害状況等について調査を行い、個体数推定の実施を検討するとともに、イノシシ個体群（個体数）の増減傾向をモニタリングしていく。

#### ア 狩猟報告等のデータの質の維持



狩猟報告・有害捕獲データ適切な指導による記述内容の統一と、記入漏れの防止を図る。

イ 被害調査の基準の統一

客観性のある被害評価に資する補償金・保険金の被害調査等を活用した被害の評価基準の統一、被害調査を活用した加害鳥獣の識別・加害形態に応じた適切な防除指導を図る。

(3) 計画の推進体制

ア 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして、合意形成を図りながら各施策を進めていく。

イ 特定鳥獣保護管理検討会

本計画を推進するため、農業団体、学識経験者、狩猟団体、一般県民及び関係行政機関からなる「特定鳥獣保護管理検討会（イノシシ保護管理部会）」において、モニタリング結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

ウ 関係機関の連携強化

本計画の推進に当たっては、鳥獣被害対策推進の基本体系に基づき、農家・林家ほか住民からの被害相談に迅速に対応するとともに、「鳥取県鳥獣被害対策連絡会議」の協力を得ながら、管理の各種施策を総合的に推進するとともに、生息分布が連続している近隣県との情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(4) その他

クマが生息する地域では、わなによりイノシシを捕獲しようとして、誤ってクマを捕獲してしまう事例が発生していることから、クマの痕跡がみられる地域では、くくりわなの架設を自粛、箱わなを使用する場合は梨、柿等クマを誘引する可能性の高い餌を用いないよう指導する等クマの錯誤捕獲防止を指導する。また、錯誤捕獲に対して、迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、放獣体制等の整備を推進するとともに、狩猟者、有害捕獲許可者に対して、錯誤捕獲発生時の迅速な報告を周知、徹底する。

《参考資料》

【鳥獣被害対策推進の基本体系】

